

## 貯水槽清掃作業従事者研修会

6月に行われました「貯水槽清掃作業従事者研修会」に弊社技術社員が講師派遣依頼を受けまして、技術発表を行いましたので、ご紹介致します。

この研修会は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下建築物衛生法）」における、建築物貯水槽清掃作業（5号登録）の登録要件として定められた「貯水槽清掃作業従事者研修」として、建築物衛生法施行規則第28条の2の規程に基づいて開催されています。

★鹿児島県ビルメンテナンス協会様主催  
「貯水槽清掃作業従事者研修会」

講師：技術部水質検査グループ課長補佐 蛭原 直輔  
演題：『水質検査による水質の維持管理について』  
日時：2020年6月17日（水）  
会場：鹿児島県住宅供給公社ビル



### ～講演内容～

- ①『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』について  
『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』が定める、目的、定義、対象となる施設、並びに「飲料水」「雑用水」の管理項目及び管理基準・水質検査の頻度について
- ②適切な水のサンプリング方法  
適切なサンプリングの目的及びサンプリング手順・容器・注意事項等の説明。
- ③色度・濁度・残留塩素  
色度・濁度の定義、見た目。残留塩素の測定方法、次亜塩素酸ナトリウムの特徴・管理の方法並びに残留塩素に与える影響。
- ④災害時における貯水槽の重要性  
災害発生時の飲料水の供給について。災害発生時の貯水槽の活用及び注意点。
- ⑤水道GLPIについて  
水道GLPおよび弊社の取組の紹介

～編集後記～

今後も引き続き、皆様のお役に立つ情報をご提供できるように取り組んで参ります。セミナーの内容や検査についてのご質問等がございましたら、弊社スタッフへお問い合わせください。



◇企画・製作◇  
東洋環境分析センター  
企画・販促委員会

弊社社員ブログ更新中です！  
是非ご覧下さい！



<http://www.let-toyokankyo.com>